

岩倉市地域公共交通会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づく岩倉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、交通会議を置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) その他地域の公共交通に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体を代表する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (5) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 愛知県知事が指名する者
- (7) 愛知県道路管理者
- (8) 愛知県江南警察署長又はその指名する者

- (9) 市民又は利用者を代表する者
- (10) 市職員
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 交通会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、原則として全会一致をもって決する。ただし、全会一致が成立しない場合において会長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に置かれている交通会議はこの条例の規定に基づき置かれたものとみなし、現に委嘱されている交通会議の委員はこの条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。